

資料1 「泊地域の緊急時対応」の改定について

1. 改定の目的

「泊地域の緊急時対応」は、平成28年9月に開催された泊地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年10月に原子力防災会議において了承された。また、平成28年11月の国の原子力総合防災訓練等を通して得られた教訓等を踏まえ、平成29年12月に改定を行い、さらに令和2年12月に感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を行っている。

その後、原子力防災に関係するインフラの充実化が図られたことや北海道や関係町村の地域防災計画の改定がなされる等、原子力防災体制の充実化が図られたことから、今般、「泊地域の緊急時対応」を改定。

2. 改定のポイント

〈改定①〉 インフラの充実化に伴う原子力防災体制の強化

新たな道路の開通に伴う避難経路の最適化

- 道道泊共和線及び後志自動車道(仁木IC～余市IC)の開通に伴う泊村、共和町、岩内町、仁木町の住民の避難経路を最適化。

放射線防護対策施設の充実化

- 放射線防護対策施設として新たに2施設(泊中学校、国富地区防災センター)を整備済み。

〈改定②〉 能登半島地震などを踏まえた北海道地域防災計画の修正等を反映し、記載の充実化

複合災害への対応等

- 予定していた避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等へ周知。
- 放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、町村内の他の放射線防護対策施設や北海道の調整により近隣町村の避難所等に避難し、屋内退避を継続することを明確化。
- 偽情報・誤情報の拡散状況を把握しつつ、住民等が的確な情報を入手するための注意喚起。
- 無人航空機(ドローン)を用いた住民広報手段の拡充など、北海道による住民への情報伝達体制の強化。
- 複合災害時における避難に係る基本的な考え方や国の対応体制について明確化。

〈その他主な改定〉

○最新の住民の状況等を反映

- ・人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、観光客数、民間事業者数、バス集合場所におけるバス乗車人数など、最新のデータを反映。

○最新の議論の結果の取り込み

- ・屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。

〈泊村におけるPAZ内からの基本避難経路、新たに整備した放射線防護対策施設等〉

